

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 29 年 10 月 31 日・東京都規則第 116 号

1 概要

(1) 改正理由

エネルギー環境計画書制度の趣旨を踏まえ、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者のうち小売供給を行う事業を営む者を同制度の対象に含めるため、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

規則第 5 条の 22 第 2 項に規定する特定エネルギー供給事業者の定義に、「電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者（同項第 8 号イに規定する最終保証供給又は同号ロに規定する離島供給を行うものに限る。）」を追加する。

2 施行日

公布の日

3 問合せ先

環境局地球環境エネルギー一部計画課

03-5320-7784